

部活動に係る活動方針

岩手県立宮古北高等学校

1. 目的

学校教育の一環として教育課程との連携を図り、生徒の自主的・自発的な参加により行われることを目的とする。

2. 休養日・活動時間

(1) 休養日【岩手県における部活動の在り方に関する方針

(令和元年8月 岩手県教育委員会) より】

原則として、週1日以上休養日を設定し、年間平均で週当たり2日以上休養日の設定となるよう努める。

(2) 活動時間

	夏（4月から10月）	冬（11月から3月）
平日	放課後から18時30分まで	放課後から18時00分まで
土・日曜 祝祭日	8時から17時までのうち4時間以内	

3 活動時間の延長

(1) 原則として試合日から2週間前に延長願を提出し、許可された場合に1時間認められる。

4 活動禁止時間

- (1) 中間、期末考査1週間前から考査終了時まで
- (2) 学校行事等、特に指定した日時

5 許可制により認められる時間

(1) 考査終了から10日以内に公式試合があれば1時間程度活動が認められる。